

第10回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

事業報告

企業集団の現況に関する事項

当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

対処すべき課題

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

会社役員の状況

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制

の運用状況

会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

第10期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）

株式会社Liberaware

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

(2025年8月1日から)
(2026年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当社グループは、「見えないリスクを可視化する」というビジョンのもと、ドローン・ロボットやデータ処理・解析技術を活用し、産業インフラの保守・点検領域における安全性・効率性・持続可能性の向上を支援する各種ソリューションを提供しております。その中でも、屋内のGPSが届かない「狭くて、暗くて、危険な」特殊環境におけるインフラ・設備点検は、当社グループの強みを最も発揮できる領域の一つです。自社開発の屋内狭小空間点検ドローン「IBIS（アイビス）」を用いて、人が立ち入ることが困難な空間からデータを取得し、空間iPaaS基盤「LAPIS（ラピス）」（※1）によるデータ処理やAI解析、クラウド管理などのデジタル化まで一気通貫でサービス提供をしております。

当社グループのソリューションは、老朽化したインフラの増加、人手不足、熟練作業員の高齢化といった喫緊の社会課題に対し、人が立ち入ることなく点検・調査を行う新たな選択肢を提供するものです。当社グループのソリューションを広めることで、国内の産業基盤の強化と、当社のミッションでもある「誰もが安全な社会を作る」ことの実現につながると考えております。

近年、ドローンを取り巻く事業環境は大きく変化しております。従来の空撮、測量、点検等を中心とした業務効率化用途に加え、インフラ保全、防災・災害対応、物流、安全保障等、社会基盤を支える幅広い領域において無人機の活用が拡大しております。また、国際情勢の変化や経済安全保障への関心の高まりを背景に、機体の性能のみならず、データセキュリティ、主要部品の調達、生産能力、保守・運用体制等を含めた国内の無人機産業基盤の重要性も高まっております。

国内では、無人機の社会実装に向けた制度整備に加え、国産無人機の開発・生産・安定供給や、重要構成部品を含むサプライチェーンの強化に向けた取り組みが進展しております。ドローンは、個別業務を効率化する機器から、民間、公共、安全保障を含む幅広い領域で活用される重要な社会・産業基盤の一つへと、その位置付けが変化しつつあります。

また、産業インフラの保守・点検領域では、安全性の向上に加え、点検品質の標準化や取得データの蓄積・活用等への要求も高まっております。民間領域では、製造・エネルギー・鉄道・建

設等を中心に、設備停止時間の短縮や保全計画の高度化等を目的としたドローンやデジタル技術の活用が進む一方、公共領域においても、インフラ老朽化への対応や省人化、防災・災害対応等を背景に、道路、下水道、河川、砂防、鉄道等におけるドローンの社会実装が進展しております。特に、人による点検が困難な狭小・閉鎖・危険環境においては、ドローンによるデータ取得から、3次元化、AI解析、クラウド管理までを一体的に行うデジタル化のニーズが拡大しております。

海外においても、重要インフラ領域を中心に、安全保障やデータ管理、サプライチェーンの安定性を重視する動きが強まっており、信頼性や安全性を備えたドローン及び関連システムに対する需要が高まっております。

こうした事業環境の変化を踏まえ、当社グループは、インフラ業界におけるドローンの社会実装及びDXの推進に向けて、屋内狭小空間におけるドローン点検の普及や、新たなプロダクト・ソリューションの開発に取り組んでまいりました。また、これまで培ってきた技術やノウハウを活用し、鉄道、建設、防災・災害対応等、人手不足や安全性の確保が課題となる様々な特殊環境へドローンソリューションの適用領域を拡大しております。さらに、自律飛行や遠隔運航、取得データの高度な処理・解析等の技術開発を進め、ドローンによるデータ取得から解析・管理までを一体として提供する事業基盤の強化に取り組みました。

特に下水道領域では、2025年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を契機として、全国的に点検・調査の高度化に向けた動きが進展する中、当社グループにおいても全国の自治体等でIBISを活用した点検・調査を進めました。また、下水道管路における距離測定、損傷箇所の計測、報告書作成までの一連の業務高度化を目的とした「IBIS2 C」をリリースし、人が管路内に立ち入らない点検の社会実装に向けた取り組みを推進しました。

防災・災害対応領域では、令和8年熊本地震においてIBISを活用した災害救助支援を実施し、過去の災害対応で培った知見や関係機関・パートナーとの連携を活用した迅速な初動対応を行いました。

さらに、安全保障や経済安全保障を背景として国産無人機の開発・量産・安定供給に対する社会的要請が高まる中、当社グループにおいても、これまで培ってきたドローンの開発技術や特殊環境における運用ノウハウを活用し、民生・公共・安全保障分野への展開を見据えたデュアルユース型の国産無人機プラットフォーム（※2）構想の実現に向けた取り組みを進めました。具体的には、国産無人機の開発・供給、国内サプライチェーンの構築及び重要構成部品領域への展開等を視野に、事業基盤の構築に向けた活動を進めました。

加えて、成長戦略のうち、前事業年度に採択された内閣府の主導するSBIR制度（※３）に基づく国家プロジェクト２件も下記の通り順調に進捗いたしました。

SBIR案件名	管轄・ 主導先	内容	進捗
「建設施工・災害情報収集における高度化（省力化・自動化・脱炭素化）の技術開発・実証」	国土交通省	建設現場の業務効率化を目的としたドローンを用いたDXソリューション開発プロジェクト 補助金の最大交付額 4.7億円	SBIR制度に基づく開発を完了し、2026年7月より事業化 遠隔自動ドローン、3次元化・AI点検等による施工管理DXの営業展開を開始
「鉄道施設の維持管理の効率化・省力化に資する技術開発・実証」	国土交通省	鉄道環境に対応したドローンを用いた鉄道点検ソリューションの構築を目指すプロジェクト 補助金の最大交付額 52億円	量産試作機の開発・検証を進めるとともに、作業依頼からドローン飛行、3次元データ化までを一気通貫で支援する鉄道点検ソリューションを構築

海外においては、韓国をはじめとするアジア市場を中心に、屋内ドローン点検市場の形成に向けた認知拡大及びユースケース創出を進めるとともに、欧州を含む各地域において、原子力・電力等のエネルギーインフラ分野を中心とした適用可能性の検証や事業開拓を進めました。

以上の活動の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,595,120千円（前期比13.4％増）、営業損失2,397,300千円（前期は営業損失1,588,703千円）、経常損失807,494千円（前期は経常利益46,978千円）、親会社株主に帰属する当期純損失811,564千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益46,081千円）となりました。

[用語解説]

- ※1 空間iPaaS基盤「LAPIS」とは、設備保全におけるデータの取得・可視化・解析・表示をシームレスに繋ぐ空間iPaaS（Integration Platform as a Service）であり、最大の特徴は、当社独自の技術基盤（LAPIS Coreシリーズ）と、多様な他社製デバイス・ソフトウェアを繋ぎ合わせ、一つのエコシステム（LAPISエコシステム）を構築できる点となる。
- ※2 国産無人機プラットフォームとは、単に国産の無人機を開発・製造することではなく、防災、災害対応、重要インフラ保全、安全保障など、日本社会にとって重要な領域で必要となる無人機を、国内で継続的に開発・製造・供給し、保守・運用支援・改善まで一体で提供できる体制を構築する取り組み。このプラットフォームには、機体そのものに加え、通信、制御、AI、部品、製造体制、品質管理、保守体制、取得データの活用基盤などが含まれる。また、各領域に強みを持つ企業・関係機関との共創を通じて、新たな製品・サービス・事業の創出を目指すもの。
なお、本件におけるデュアルユースとは、一つの機体を民生と防衛の両方で使用することに限定するものではなく、機体・通信・制御・AI・部品・製造・品質管理などの共通技術・共通基盤を、防災、インフラ、安全保障など複数の領域に展開していく考え方を意味する。
- ※3 SBIR制度とは、「Small Business Innovation Research」の略称であり、内閣府を司令塔とした予算支出目標を設定、研究開発初期段階から政府調達・民生利用まで、各省庁連携で一貫支援し、イノベーション創出、ユニコーン創出を目指す制度を指す。

なお、当社グループはインフラ保全事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。当社グループの主なサービス別に区分した売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

事業別名称		前連結会計年度 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 8 月 1 日 至 2026年 7 月31日)
ドローン事業	点検ソリューション	285,532	223,864
	プロダクト提供サービス	521,867	597,015
小計		807,399	820,879
デジタルツイン事業	データ処理・解析サービス	153,013	225,506
	デジタルツインプラットフォーム	70,455	87,542
小計		223,468	313,048
ソリューション開発事業		376,081	402,116
新規領域		－	59,076
合計		1,406,949	1,595,120

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2025年7月期)	第 10 期 (当連結会計年度) (2026年7月期)
売 上 高 (千円)	1,406,949	1,595,120
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	46,978	△807,494
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△) (千円)	46,081	△811,564
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	2.44	△42.27
総 資 産 (千円)	1,700,752	2,029,817
純 資 産 (千円)	932,603	1,291,647
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	48.28	62.76

(注) 第9期より連結計算書類を作成しているため、第8期以前の財産及び損益の状況については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2023年 7 月期)	第 8 期 (2024年 7 月期)	第 9 期 (2025年 7 月期)	第 10 期 (当事業年度) (2026年 7 月期)
売 上 高 (千円)	379,604	815,308	1,409,007	1,585,898
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△635,861	△434,732	30,432	△805,779
当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (千円)	△641,105	△437,972	29,535	△850,659
1 株当たり当期純利益 又 は 1 株 当 たり (円) 当 期 純 損 失 (△)	△46.74	△25.53	1.57	△44.31
総 資 産 (千円)	1,074,305	1,517,392	1,680,002	1,967,426
純 資 産 (千円)	563,290	865,629	913,841	1,231,455
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	△104.16	45.66	47.29	59.73

(注) 第7期の1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式払込金額を控除した金額を、期末発行済株式数で除して算出しており、期末純資産額より優先株式払込金額が大きくなったため、計算結果はマイナスとなっております。なお、優先株式は、第8期にすべて消却し、種類株式に係る定款の定めを廃止しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と考えております。

① 既存サービスの強化と事業連携

当社グループにおける各種サービスの継続的な成長のためには、既存顧客のニーズを的確に把握すること等による更なる関係強化に加え、より幅広い業種・業態の顧客企業に選ばれる必要があります。そのためには今まで以上に多くのニーズや環境に対応できるよう既存サービスの質的向上や機能拡充を進め、引き続き顧客満足度の向上やそれに伴う販売の拡大に努めます。

また、今後も市場拡大が見込まれる中で、当社グループが更なる成長を実現していくためには、様々な事業との連携やパートナーシップの拡充による既存サービスの利用機会の増大や利用範囲の拡大を進めることが重要と考えており、そのためには事業連携企業やパートナー企業の新規開拓及び既存企業との関係強化を図ってまいります。

② 認知拡大

今後、市場拡大とともにドローン等による業務の代替やアナログ手法のデジタル化がより一層進むことが予測されます。

当社グループは展示会出展やWEBマーケティングを通じて、IBISをはじめ各種サービスの認知度向上に努めてきました。その成果もあり、下水道業界では屋内狭小空間におけるドローン活用が徐々に広まりつつありますが、依然として業界全体での認知拡大と実運用の裾野拡大が必要です。事業拡大と競争優位性の強化のためには、これら屋内ドローンやデジタルツインサービスの更なる認知度向上が重要と考えます。

屋内ドローンの認知が高まり、利活用の機会やユースケースが増えることで、従来のアナログ手法による点検業務の効率化や、人が入ると危険な箇所の代替手段としての活用が期待されます。加えて、本来点検すべきであるが多額のコストや手間から実施を断念していた箇所の点検や、事故・災害など有事の際の探索の一つとして想起されることが社会的な必要性も満たすこととなります。

今後も、当社グループ及びサービスの認知度向上を図るため、広報やマーケティング活動を推進するとともに、ユースケースの創出とサービスチャネルの拡充を進め、新規顧客獲得や新たな領域での利活用につなげてまいります。

③ 開発体制の強化及び優秀な人材の確保

当社グループでは、ハードウェアとソフトウェアの両技術の向上を推進しており、当該技術が当社グループの競争力の源泉の1つであることから、継続的な強化が重要であると認識しております。そのためにも、今後も収益基盤の安定化を前提として研究開発への投資を継続しつつ、卓越した能力を持つエンジニアの採用及び育成に注力していきます。また、必要に応じて大学等との産学連携や新技術を持つ企業との業務提携、共同研究等を進め、更なる技術の向上に努めてまいります。

④ 海外での事業展開

当社グループは韓国を中心に海外での事業展開を進めております。今後も、特に東南アジアや欧州各国の規制や現地ニーズ等に合わせ、効率的かつ効果的な進出方法を検討し、推進していきたいと考えております。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループは、サービス提供やシステム開発・運用の遂行過程において、顧客の機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。当社ではISMSの認証を2022年9月に取得し、当該情報セキュリティ等の社内規程に基づいた情報管理を徹底しておりますが、今後も、継続的な研修や情報管理体制強化のためのシステム整備等を継続して実施してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、より一層の事業拡大を見込む成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であるものと認識しております。このため、コーポレート機能を充実させ、経営の公正性・透明性確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

⑦ 財務上の課題

当社グループは過年度において、継続的な事業成長を図るため、新製品・新技術の開発に係る研究開発費や人材採用などへの投資、ならびに顧客基盤拡大を目的とした積極的な広告宣伝活動を実施してきました。その結果、利益面で損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなる状況が継続しておりましたが、その後の業績拡大により前連結会計年度において経常利益ベースにて黒字を計上するに至りました。しかしながら、当社グループは更なる企業価値向上のために成長投資を優先する方針を維持しており、得られた利益は引き続き研究開発や人材投資、サービスチャネルの拡充などに充当していきたいと考えております。

一方で、今後の計画が達成できない場合には、赤字及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続する可能性があります。こうした事態に備え、一定水準の手元流動性を確保するとともに、借入や増資など多様な資金調達手段を検討し、財務体質の一層の強化を図ってまいります。また、必要に応じてコスト管理の徹底や投資の優先順位の見直しも行い、事業継続性と中長期的な成長の両立を目指してまいります。

(4) 主要な事業内容 (2026年7月31日現在)

当社グループは、ドローン等を軸としたハードウェア技術と、撮影画像・映像等の加工・処理・解析・管理といったソフトウェア技術を用い、インフラ施設・設備等の保全に係るDXソリューションを提供するインフラ保全事業という単一事業を行っております。

当該事業セグメントにおいては、ドローン等を活用したインフラ施設・設備等の調査・点検・測量及びこれらに資するデータの取得・提供並びにドローンの製造・販売・レンタルを行う「ドローン事業」、ドローン等により取得した画像・映像等の空間データについて、画像処理、3次元化、AI等の技術を活用し、可視化・解析・管理・活用する「デジタルツイン事業」、並びに、当社グループが培ってきた技術・ノウハウを活用し、顧客課題に応じた新たな製品・サービス及びソリューションの開発を行う「ソリューション開発事業」の3つの事業を展開しております。

(5) 主要な営業所 (2026年7月31日現在)

① 当社

本 社	千葉県千葉市中央区
東 京 営 業 所	東京都港区

② 主要な子会社

Liberaware Korea Co., Ltd.	韓国ソウル市
----------------------------	--------

(6) 使用人の状況（2026年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
127（22）名	45名増（3名増）

（注） 1．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．当社グループはインフラ保全事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
123（22）名	43名増（3名増）	38.8歳	2.4年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（2026年7月31日現在）

当社

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	153,840千円
株式会社商工組合中央金庫	58,010千円

2. 株式の状況（2026年7月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 68,000,000株

(2) 発行済株式の総数 19,868,700株

(注) 1. 新株予約権の権利行使により発行済株式数の総数は278,500株増加しております。

2. 第三者割当増資により発行済株式数の総数は693,600株増加しております。

(3) 株主数 23,455名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
関 弘圭	3,446,000株	17.34%
東日本旅客鉄道株式会社	2,216,900	11.15
和田 哲也	800,000	4.02
野平 幸佑	640,000	3.22
日本ヒューム株式会社	310,200	1.56
株式会社日水コン	310,200	1.56
US BANK NATIONAL ASSOCIA TION JP ACCTS TS	272,000	1.36
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	231,100	1.16
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	230,606	1.16
池田 慶祐	214,000	1.07

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて、小数点第2位まで表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役守屋実氏、監査役青木良三氏及び井上俊介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。その概要は、取締役及び監査役がその地位に基づいて遂行する会社の職務又は業務に関し、損害賠償請求がなされたことにより被る損害を保険者が填補するものです。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険の保険料はすべて当社が負担しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係
取 締 役	守 屋 実	株式会社守屋実事務所 代表取締役	当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。
監 査 役	井 上 俊 介	日比谷中田法律事務所 パートナー	当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 守 屋 実	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。 他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の視点から社外取締役として有益かつ的確な提言・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 人 見 茂 樹	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査役会21回のすべてに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部管理体制等及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 青 木 良 三	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査役会21回のすべてに出席いたしました。 他社における会社役員としての豊富な経験及び見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレート・ガバナンス等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 井 上 俊 介	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに、また、監査役会21回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 HLB ESネクスト有限責任監査法人

(注) ESネクスト有限責任監査法人は2026年10月1日付で、名称をHLB ESネクスト有限責任監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、HLB ESネクスト有限責任監査法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、

同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会決議において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的としたコンプライアンスに関する規程を制定し、法令、定款、社内規程等に則った業務執行を行う。
 - ・内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - ・内部通報規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - ・会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目を通せる状態にする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・職務の執行に係る文書その他の情報は、文書保管管理規程、情報セキュリティ管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・損失の危険（以下「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク・コンプライアンス規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
 - ・各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
 - ・内部監査担当による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。

- ・各組織単位に業務執行取締役又は執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、業務執行状況を定期的に取り締役会に報告する。
 - ・稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
 - ・業務執行取締役、常勤監査役、執行役員、部門長並びに議題に関与する者による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ⑥ 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
 - ・当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑦ 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
 - ・監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
 - ・重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - ・前3項の報告を行った者に対し、内部通報規程に基づき、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
 - ・ 内部監査担当、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
 - ・ 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
 - ・ 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査担当を中心とした評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役へ報告する。
 - ・ 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。
- ⑫ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・ 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営について経営管理部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。
 - ・ 経営管理部及び内部監査担当が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
 - ・ 子会社の取締役、監査役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督又は監査を行う。
 - ・ 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況並びにその他上記において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査役会等に報告する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対応規程において「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を定めております。また、当社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。更に、「暴追センター」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

定時取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。また、取締役会において、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行っております。

② 監査役の職務執行

定時監査役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討、監査役相互の情報共有等、監査に関する重要事項についての報告、協議を行っております。また、各監査役は、每期策定される監査計画に基づき取締役会等の重要な会議へ出席し、経営方針やガバナンス上の課題について意見交換し、必要に応じ取締役に対し提言を行っております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスク管理体制として、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行っております。また、代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を原則として3ヶ月に1回開催し、リスクの網羅的な把握・共有と、リスクが発生した場合に迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社の企業価値を保全できるよう取り組んでおります。

④ 内部監査

当社の業務が、法令、定款及び諸規程に準拠し、適法・適正かつ効率的に運用されているか及び財産の実態を監査し、不正及び業務上発生する過誤等を防止するとともに、経営の合理化及び能率の増進に資することを目的として、代表取締役直轄の内部監査担当が内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,660,103	流 動 負 債	614,178
現 金 及 び 預 金	832,230	買 掛 金	8,656
売 掛 金	268,522	1 年内返済予定の長期借入金	92,210
契 約 資 産	108,953	未 払 金	140,886
商 品 及 び 製 品	33,365	未 払 費 用	182,704
仕 掛 品	19,160	未 払 法 人 税 等	15,152
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	128,796	契 約 負 債	161,975
前 払 金	58,072	そ の 他	12,591
未 収 消 費 税 等	124,398	固 定 負 債	123,991
そ の 他	87,995	長 期 借 入 金	119,640
貸 倒 引 当 金	△1,393	繰 延 税 金 負 債	642
固 定 資 産	369,714	資 産 除 去 債 務	3,709
有 形 固 定 資 産	184,868	負 債 合 計	738,169
建 物	47,639	(純 資 産 の 部)	
車 両 運 搬 具	7,482	株 主 資 本	1,251,179
工 具 、 器 具 及 び 備 品	126,406	資 本 金	23,865
建 設 仮 勘 定	3,340	資 本 剰 余 金	1,983,927
無 形 固 定 資 産	3,294	利 益 剰 余 金	△756,612
ソ フ ト ウ ェ ア	3,294	その他の包括利益累計額	△4,318
投 資 そ の 他 の 資 産	181,551	為 替 換 算 調 整 勘 定	△4,318
投 資 有 価 証 券	29,999	新 株 予 約 権	44,786
関 係 会 社 株 式	94,045	純 資 産 合 計	1,291,647
そ の 他	57,506	負 債 純 資 産 合 計	2,029,817
資 産 合 計	2,029,817		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年8月1日から)
(2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,595,120
売上原価		918,710
売上総利益		676,410
販売費及び一般管理費		3,073,710
営業損失		2,397,300
営業外収益		
受取利息	894	
補助金収入	1,574,122	
持分法による投資利益	21,027	
その他の	13,015	1,609,060
営業外費用		
支払利息	6,550	
株式交付費	6,314	
支払手数料	3,000	
為替差損	2,607	
その他の	782	19,254
経常損失		807,494
税金等調整前当期純損失		807,494
法人税、住民税及び事業税	3,428	
法人税等調整額	642	4,070
当期純損失		811,564
親会社株主に帰属する当期純損失		811,564

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,946	852,063	54,951	918,962
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	555,175	555,175	－	1,110,350
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	16,715	16,715	－	33,431
減 資	△559,972	559,972	－	－
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	－	－	△811,564	△811,564
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	11,918	1,131,863	△811,564	332,217
当 期 末 残 高	23,865	1,983,927	△756,612	1,251,179

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△6,654	△6,654	20,295	932,603
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	－	－	－	1,110,350
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	－	－	－	33,431
減 資	－	－	－	－
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	－	－	－	△811,564
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	2,335	2,335	24,491	26,827
当 期 変 動 額 合 計	2,335	2,335	24,491	359,044
当 期 末 残 高	△4,318	△4,318	44,786	1,291,647

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 連結子会社の名称 Liberaware Korea Co., Ltd.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 1 社
- ・ 関連会社の名称 CalTa株式会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Liberaware Korea Co., Ltd.の決算日は4月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4)会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書等を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

当社は点検ソリューション、プロダクト提供サービス（機体販売・レンタルサービス）、データ処理・解析サービス、デジタルツインプラットフォーム及びソリューション開発などのサービス提供を主な事業としております。

点検ソリューション、プロダクト提供サービス（機体販売）及びデータ処理・解析サービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。顧客からの要請に応じた都度の契約は、当該サービス提供が完了したときに履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。プロダクト提供サービス（機体販売）について、機体販売及び修理サービス等の複数の財又はサービスが含まれる取引においては、その契約に含まれる履行義務をそれぞれ識別しております。各履行義務への取引価格の配分は、約束した財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいております。なお、独立販売価格を直接観察できない場合には、当該財又はサービスの履行義務を充足するために発生するコストに利益相当額を加算するアプローチにより算定された独立販売価格に基づき、取引価格の配分を行っております。

プロダクト提供サービス（レンタルサービス）及びデジタルツインプラットフォームは、一定期間の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。一定期間の契約は、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

ソリューション開発は、開発業務の受託契約であり、当該契約に基づく成果物の納品について履行義務を認識しております。開発業務の受託契約は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しており、発生した原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、発生した原価に基づくインプット法（原価比例法）により進捗度を見積り、収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

ハ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「株式交付費」（前連結会計年度30千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 250,373千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	19,868,700株
------	-------------

(2)当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,223,600株
------	------------

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行う方針であります。資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を株式発行や銀行借入等により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

投資有価証券は業務提携等に関連する目的で保有する投資事業組合への出資であり、組合における財政状態や運用状況に伴い出資元本を割り込むリスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。投資事業組合への出資については、定期的に組合の決算書を入手し組合の財政状態及び運用状況を把握することにより、リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金については、支払金利の変動リスクを回避するため、主に固定金利を利用しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金収支計画を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該時価が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金 (※2)	38,871千円	38,110千円	△760千円
資 産 合 計	38,871	38,110	△760
長 期 借 入 金 (1年内返済予定を含む)	211,850	207,685	△4,164
負 債 合 計	211,850	207,685	△4,164

(※1)「現金及び預金」「売掛金」「未収消費税等」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)「敷金」については、連結貸借対照表上投資その他の資産のその他に含めております。また、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物における原状回復費用見込額）の未償却残高を控除しております。

(※3)市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合出資金	29,999千円
関係会社株式	94,045千円

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金	－千円	38,110千円	－千円	38,110千円
資 産 合 計	－	38,110	－	38,110
長 期 借 入 金 (1 年 以 内 返 済 予 定 含 む)	－	207,685	－	207,685
負 債 合 計	－	207,685	－	207,685

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ドローン等を軸としたハードウェア技術と、撮影画像・映像等の加工・処理・管理といったソフトウェア技術を用い、インフラ施設・設備等へのDXソリューションを提供するインフラ保全事業という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より「インフラDX事業」について、当社グループの事業内容をより適切に表現すべく、報告セグメントの名称を「インフラ保全事業」に変更いたしました。

(単位：千円)

	当連結会計年度
点検ソリューション	223,864
プロダクト提供サービス	597,015
データ処理・解析サービス	225,506
デジタルツインプラットフォーム	87,542
ソリューション開発	402,116
新規領域	59,076
顧客との契約から生じる収益	1,595,120
その他の収益	－
外部顧客への売上高	1,595,120

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類作成のための重要な事項 イ. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	323,009
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	268,522
契約資産（期首残高）	36,918
契約資産（期末残高）	108,953
契約負債（期首残高）	66,093
契約負債（期末残高）	161,975

契約資産は、開発業務に係る受託契約の一部の契約について進捗度に基づいて認識する収益に係る未請求

の対価であり、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	451,552
1年超2年以内	25,584
2年超3年以内	14,535
3年超4年以内	5,211
合計	496,883

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	62円76銭
(2) 1株当たり当期純損失	42円27銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の発行)

1. 第5回新株予約権の発行並びに第4回新株予約権の放棄

当社は、2026年8月3日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、新株予約権を発行することを決議し、2026年8月20日に割当が完了しております。その概要は次のとおりであります。なお、本新株予約権は、2025年9月12日付で発行を決議した第4回新株予約権の割当対象者については、各々保有する第4回新株予約権の全部を放棄することを条件として割り当てるものです。これにより、各保有者の第4回新株予約権は全て消滅し、第5回新株予約権への切替えが行われております。

新株予約権の発行要領

第5回新株予約権

①新株予約権の割当日

2026年8月20日

②新株予約権の割当対象者及び割当数

当社及び当社子会社従業員 141名 (209,900個)

③新株予約権の数

209,900個 (新株予約権 1個につき普通株式 1株)

④新株予約権の発行価額

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 209,900株

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行する株式 1株当たりの金額 (以下、「行使価額」といいます。) に、新株予約権 1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本新株予約権の募集事項決定に係る取締役会の決議日の終値 (当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値) とします。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額を調整します。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

⑧新株予約権の行使期間

2028年8月4日から2036年8月3日まで

2. 第6回新株予約権の発行

当社は、2026年8月3日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、新株予約権を発行することを決議し、2026年8月20日に割当が完了しております。その概要は次のとおりであります。

新株予約権の発行要領

第6回新株予約権

①新株予約権の割当日

2026年8月20日

②新株予約権の割当対象者及び割当数

当社及び当社子会社従業員 18名 (83,500個)

③新株予約権の数

83,500個 (新株予約権 1 個につき普通株式 1 株)

④新株予約権の発行価額

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 83,500株

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行する株式 1 株当たりの金額 (以下、「行使価額」といいます。) に、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本新株予約権の募集事項決定に係る取締役会の決議日の終値 (当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値) とします。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額を調整します。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

⑧新株予約権の行使期間

2028年8月4日から2036年8月3日まで

(子会社の設立)

当社は、2026年8月3日開催の取締役会において、当社100%出資の国内子会社を設立することを決議し、2026年8月21日に設立手続きが完了しております。

1. 子会社設立の目的

産業インフラ、防災・災害対応、重要インフラ保全、安全保障領域等において活用可能な国産デュアルユース無人機及び関連ソリューションの開発・提供を行うことにより、国産無人機の競争力強化及び社会実装を推進いたします。

2. 子会社の概要

①名称：株式会社 HINOTATE（ヒノタテ）

②所在地：東京都千代田区

③代表者名：代表取締役 林 昂平（当社取締役）

④主な事業内容：

- ・国産デュアルユース無人機及び関連ソリューションの研究、開発、設計、製造、販売、運用支援及び保守
- ・フィジカル AI その他の人工知能技術を活用した無人システム及び関連ソフトウェア・システムの研究、開発及び提供
- ・無人システムの構成部品を含む国内サプライチェーンの構築並びに関連企業・関係機関との連携
- ・防災・災害対応、重要インフラ保全、安全保障その他公共性の高い分野における無人システムの開発、運用及び各種サービスの提供

⑤出資金：1億円

⑥設立年月日：2026年8月21日

⑦大株主及び持株比率：株式会社 Liberaware 100%

貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,649,911	流 動 負 債	611,979
現 金 及 び 預 金	818,031	買 掛 金	8,676
売 掛 金	275,782	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	92,210
契 約 資 産	108,953	未 払 金	138,111
商 品 及 び 製 品	33,285	未 払 費 用	182,704
仕 掛 品	19,160	未 払 法 人 税 等	15,152
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	128,796	契 約 負 債	163,017
前 払 金	57,371	預 り 金	12,105
前 払 費 用	82,786	固 定 負 債	123,991
未 収 消 費 税 等	124,346	長 期 借 入 金	119,640
そ の 他	2,789	資 産 除 去 債 務	3,709
貸 倒 引 当 金	△1,393	繰 延 税 金 負 債	642
固 定 資 産	317,515	負 債 合 計	735,970
有 形 固 定 資 産	184,509	(純 資 産 の 部)	
建 物	47,639	株 主 資 本	1,186,669
車 両 運 搬 具	7,482	資 本 金	23,865
工 具 、 器 具 及 び 備 品	126,047	資 本 剰 余 金	1,983,927
建 設 仮 勘 定	3,340	資 本 準 備 金	13,865
無 形 固 定 資 産	3,294	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,970,061
ソ フ ト ウ エ ア	3,294	利 益 剰 余 金	△821,123
投 資 そ の 他 の 資 産	129,711	そ の 他 利 益 剰 余 金	△821,123
投 資 有 価 証 券	29,999	繰 越 利 益 剰 余 金	△821,123
関 係 会 社 株 式	45,368	新 株 予 約 権	44,786
長 期 前 払 費 用	10,425	純 資 産 合 計	1,231,455
そ の 他	43,919		
資 産 合 計	1,967,426	負 債 純 資 産 合 計	1,967,426

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,585,898
売上原価	915,975
売上総利益	669,923
販売費及び一般管理費	3,042,996
営業損失	2,373,072
営業外収益	
受取利息	867
補助金収入	1,574,122
その他の	11,271
営業外費用	
支払利息	6,550
株式交付費	6,314
支払手数料	3,000
その他の	3,103
経常損失	805,779
特別損失	
関係会社株式評価損	40,809
税引前当期純損失	846,588
法人税、住民税及び事業税	3,428
法人税等調整額	642
当期純損失	850,659

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計	
					繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	11,946	493,947	358,116	852,063	29,535	29,535	893,546
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	555,175	555,175	－	555,175	－	－	1,110,350
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	16,715	16,715	－	16,715	－	－	33,431
減 資	△559,972	△1,051,973	1,611,945	559,972	－	－	－
当 期 純 損 失	－	－	－	－	△850,659	△850,659	△850,659
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	11,918	△480,082	1,611,945	1,131,863	△850,659	△850,659	293,122
当 期 末 残 高	23,865	13,865	1,970,061	1,983,927	△821,123	△821,123	1,186,669

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	20,295	913,841
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		1,110,350
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	－	33,431
減 資	－	－
当 期 純 損 失	－	△850,659
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	24,491	24,491
当 期 変 動 額 合 計	24,491	317,614
当 期 末 残 高	44,786	1,231,455

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書等を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 原材料及び貯蔵品

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4)繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5)引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(6)収益及び費用の計上基準

当社は点検ソリューション、プロダクト提供サービス（機体販売・レンタルサービス）、データ処理・解析サービス、デジタルツインプラットフォーム及びソリューション開発などのサービス提供を主な事業としております。

点検ソリューション、プロダクト提供サービス（機体販売）及びデータ処理・解析サービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。顧客からの要請に応じた都度の契約は、当該サービス提供が完了したときに履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。プロダクト提供サービス（機体販売）について、機体販売及び修理サービス等の複数の財又はサービスが含まれる取引においては、その契約に含まれる履行義務をそれぞれ識別しております。各履行義務への取引価格の配分は、約束した財又はサービスの独立販売価格の比率に基づいております。なお、独立販売価格を直接観察できない場合には、当該財又はサービスの履行義務を充足するために発生するコストに利益相当額を加算するアプローチにより算定された独立販売価格に基づき、取引価格の配分を行っております。

プロダクト提供サービス（レンタルサービス）及びデジタルツインプラットフォームは、一定期間の契約であり、当該契約に基づくサービスの提供について履行義務を認識しております。一定期間の契約は、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるため、当該契約期間に応じて収益を認識しております。

ソリューション開発は、開発業務の受託契約であり、当該契約に基づく成果物の納品について履行義務を認識しております。開発業務の受託契約は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しており、発生した原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、発生した原価に基づくインプット法（原価比例法）により進捗度を見積り、収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を

充足した時点で収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「株式交付費」(前事業年度30千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	249,962千円
(2)関係会社に対する金銭債権・債務	
①短期金銭債権	16,120千円
②短期金銭債務	1,100千円

4. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	331,815千円
仕入高	20,134千円
販売費及び一般管理費	420,213千円
営業取引以外の取引高	－千円

(2)関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は子会社であるLiberaware Korea Co., Ltd.の株式に対して減損処理を行ったものがあります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、税務上の繰越欠損金、減価償却超過額及び未払賞与等であります。なお、回収可能性を検討した結果、回収可能性がないと判断された部分については、評価性引当額を計上しております。

繰延税金負債の発生は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
主 要 株 主 (会社等) が議決権の 過 半 数 を 所 有 し て い る 会 社	株式会社JR東日 本ビルディング	—	不動産の賃借	敷金の差入	18,000	投資その他の 資産その 他 (敷 金)	26,541
				賃借料等の 支払	11,431	前 払 費 用	2,642

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産の賃借については、一般の取引条件と同様に市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しております。

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
関 連 会 社	CalTa株式会社	所有 直接 34.0%	営業取引、業務 委託取引、役員 の兼務、社員の 出向 等	サービスの 提供及び受 託 開 発 (注)	321,620	売 掛 金 契 約 資 産 契 約 負 債	8,359 26,227 1,819
				業務委託取 引 (注)	420,200	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

営業取引（サービスの提供及び受託開発）及び業務委託取引については、一般の取引条件と同様に市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	59円73銭
(2) 1株当たり当期純損失	44円31銭

9. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月2日

株式会社Liberaware
取締役会 御中

HLB ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 数馬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城山 智之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Liberawareの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Liberaware及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するため

の対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月2日

株式会社Liberaware
取締役会 御中

HLB ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 数馬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城山 智之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Liberawareの2025年8月1日から2026年7月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当社は2026年8月3日開催の取締役会において、第5回及び第6回新株予約権の発行並びに当社100%出資による国内子会社の設立を決議しております。なお、第5回新株予約権の割当てに伴い、第4回新株予約権の各保有者が保有する新株予約権はその全部が放棄され、消滅しております。また、当該子会社は2026年8月21日付で設立されております。

2026年10月2日

株式会社Liberaware 監査役会
常 勤 監 査 役 人 見 茂 樹 ㊞
(社外監査役)
社 外 監 査 役 青 木 良 三 ㊞
社 外 監 査 役 井 上 俊 介 ㊞

以 上